

平成27年 6 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成27年6月12日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年6月12日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榊原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	杉山真人
防災監	村松利郎	企画財政課長	長野了
税務課長	村松也寸志	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松富夫	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	大場満明
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	村松達雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

- 中遠広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 東遠学園組合議会議員の補欠選挙
- 養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の補欠選挙
- 袋井市森町広域行政組合議会議員の補欠選挙
- 太田川原野谷川治水水防組合議会議員の補欠選挙
- 中東遠看護専門学校組合議会議員の補欠選挙
- 議案第41号 森町監査委員の選任について
- 議案第42号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第43号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第44号 森町小規模保育所の設置及び管理に関する条例について
- 議案第45号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 平成27年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第48号 平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成27年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 建設工事請負契約の締結について
- 議案第51号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

< 議事の経過 >

議長 (榎原淑友君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から平成27年6月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、12番小沢一男君及び1番伊藤和子君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの12日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から6月23日までの12日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果について、町長から平成26年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書について、平成26年度森町一般会計事故繰越し繰越計算書について、平成26年度周智郡土地開発公社決算及び平成27年度事業計画・予算について、以上、4件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

また、議員派遣については、お手元に配布したとおり、議長において専決処分したので、報告いたします。

日程第4、「中遠広域事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、二人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
中遠広域事務組合議会議員に太田康雄君、及び伊藤和子君を指名
します。
お諮りします。
ただ今、議長が指名した者を、中遠広域事務組合議会議員の当選
人と定めることにご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。
したがって、ただ今指名しました太田康雄君、及び伊藤和子君が
中遠広域事務組合議会議員に当選されました。
ただ今、当選されました太田康雄君、及び伊藤和子君が議場にお
られます。
森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をし
ます。
日程第5、「東遠学園組合議会議員の補欠選挙」を行います。
選挙すべき議員の数は、一人です。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によっ
て、指名推選にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

東遠学園組合議会議員に西田彰君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した者を、東遠学園組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今指名しました西田彰君が、東遠学園組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました西田彰君が、議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第6、「養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、一人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
養護老人ホームとよおか管理組合議会議員に中根幸男君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した者を、養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、ただ今指名しました中根幸男君が養護老人ホームとよおか管理組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました中根幸男君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第7、「袋井市森町広域行政組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、二人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
袋井市森町広域行政組合議会議員に小沢一男君、及び小澤哲夫君を指名します。
お諮りします。
ただ今、議長が指名した者を、袋井市森町広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。
したがって、ただ今指名しました小沢一男君、及び小澤哲夫君が袋井市森町広域行政組合議会議員に当選されました。
ただ今、当選されました小沢一男君、及び小澤哲夫君が議場におられます。
森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。
日程第8、「太田川原野谷川治水水防組合議会議員の補欠選挙」を行います。
選挙すべき議員の数は、二人です。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

太田川原野谷川治水水防組合議会議員に片岡健君、及び鈴木托治君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した者を、太田川原野谷川治水水防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今指名しました片岡健君、及び鈴木托治君が太田川原野谷川治水水防組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました片岡健君、及び鈴木托治君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第9、「中東遠看護専門学校組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、二人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中東遠看護専門学校組合議会議員に亀澤進君、及び吉筋恵治君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した者を、中東遠看護専門学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今指名しました亀澤進君、及び吉筋恵治君が中東遠看護専門学校組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました亀澤進君、及び吉筋恵治君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第10、議案第41号「森町監査委員の選任について」を議題とします。

本案については、中根幸男君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、同君の退場を求めます。

(退 場)

議長 (榊原淑友君) 職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第41号「森町監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

町の監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条第2項の規定に基づき、森町監査委員条例で二人と定められております。

また、選任につきましては、同法第196条第1項の規定により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた見識を有する者一人及び議員の内から一人を議会の同

意を得て選任することになっております。

今回の提案は、議員である亀澤進氏の辞職に伴い、議員の内から選任する者として、中根幸男氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

中根幸男氏は、議員として各種委員会の委員も務められ、町の行政にも精通し、監査委員として適任者であると存じますので、議会の同意を頂きますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 (榎原淑友 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榎原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第41号「森町監査委員の選任について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第41号「森町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

中根幸男君の入場を許します。

(入 場)

議長 (榎原淑友 君) ただ今、森町監査委員に同意された中根幸男君が、議場におられますので、同意の告知をいたします。

日程第11、議案第42号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任

について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第42号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

森町固定資産評価審査委員会委員であります佐藤多洋氏が、本年4月21日に森町一宮財産区議会議員選挙に立候補の届出をいたしました。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第425条第1項第1号の規定により、地方公共団体の議会の議員とは職を兼ねることはできないとされております。また、公職選挙法第90条の規定により、当該委員が届出により公職の候補者となったときは、その届出の日に辞したものとみなされることから、委員に欠員が生ずることになりました。

このため、佐藤多洋氏の後任として安西功氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

また、地方税法第423条第6項ただし書により、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とされております。佐藤多洋氏は、現在2期目で、任期は平成27年9月16日までとなっておりますので、安西功氏の任期は、議会の同意を得た日から平成27年9月16日となります。

森町固定資産評価審査委員会は、委員3人で構成し、その職務は、町長とは独立した中立的な立場から固定資産台帳に登録された価格に関する納税者からの不服について審査及び決定することです。

安西功氏については、経歴書のとおり、長年にわたり森町役場に

勤務されて行政経験と知識が豊富な方であり、誠実で真面目な人柄でありますので、委員として適任であると考えますので、選任をするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (榑原淑友 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榑原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榑原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榑原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第42号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

日程第12、議案第43号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榑原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第43号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

森町固定資産評価審査委員会委員であります佐野房代氏が、本年

6月18日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

任期は、平成27年6月19日から平成30年6月18日までの3年間です。

佐野房代氏は、平成24年6月19日から委員を務めていただいております、現在1期目であります。

経歴書に記載のとおり、住まいは城北町内会で、森町の幼稚園教諭として長年勤められ、温厚で聡明な人柄でありますので、委員には適任と考えております。

また、森町固定資産評価審査委員会の委員は3名で、杉浦茂氏、安西功氏の2名は男性でありますので、1名は女性の委員を登用し、男女共同参画社会の推進を図っていきたいと考えておりますので、委員としてご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (榎原淑友 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榎原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第43号「森町固定資産評価審査委員会委員の選

任について」は、同意することに決定しました。

日程第13、議案第44号「森町小規模保育所の設置及び管理に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第44号「森町小規模保育所の設置及び管理に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

町では、待機児童対策のため、平成27年度森町一般会計予算及び5月臨時議会森町一般会計補正予算(第1号)でお認めいただき、小規模保育所設置工事を6月下旬に着工し、8月中に完成させて9月から開所する予定で事業を進めております。

本条例は、小規模保育所の開所に伴い、小規模保育所の設置及び管理について定めるものであります。

ご案内のように、小規模保育所は保健福祉センターの2階に設置し、0歳児から2歳児までを対象とした定員19人の施設で、開所時間は午前7時から午後6時まで、開所日は日曜日、祝日、年末年始を除いた日といたします。

保育料は既存の私立保育所と同様の、保護者の所得に応じた額となります。

また、小規模保育所の管理に関する業務につきましては、指定管理者に行わせることができるものとします。

附則につきましては、条例の施行期日を公布の日から施行するものとし、森町議会の議決に付さなければならない公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の該当施設として、小規模保育所を加えるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) 日程第14、議案第45号「森町介護保険条例

の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第45号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険の第1号保険料について、低所得者の保険料軽減強化を行うための改正でございます。

国では、平成26年6月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の中で介護保険法が改正され、平成27年4月から、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられたところでございますが、本年4月10日に、改正介護保険法施行令等の政令が公布及び施行され、具体的な軽減に係る基準が確定しましたので、本条例を改正するものであります。

改正の内容は、所得段階第1段階について、保険料基準額に対する割合を、0.5から0.45に軽減するものでございます。その結果、第1段階における保険料年額については、31,200円から28,080円に軽減されるものであります。本条例の施行につきましては、平成27年度分の介護保険料から適用することとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (榑原淑友君) 日程第15、議案第46号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、村松藤雄君。

(村松藤雄君)ただ今上程されました、議案第46号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

森町総合体育館建設は、町民各位並びに町議会の多大なるご理解とご協力を賜り、事業の推進を図って参りましたが、ようやく平成27年9月末をもって建設の完成を見通す運びとなりました。合併60周年記念の年に、総合体育館が落成されること、衷心より感謝申し上げます。

今回の改正は、この総合体育館の完成に伴い、本条例に必要な事項を定めるものでございます。

初めに、使用料でございますが、旧中央体育館の使用料を参考としながら、面積増加率を乗じて得た算出額を競技場、体力測定室（柔剣道場）の使用料金とし、研修室、会議室につきましては、森町文化会館を参考に、使用料金を設定いたしました。追加料金として、文化会館と同様に、競技場については、照明設備使用料を、体力測定室（柔剣道場）については、照明設備使用料、冷暖房・空調設備使用料を別料金で徴収いたします。

また、トレーニング室につきましては、近隣市の使用料を参考としながら、中学生及び65歳以上の高齢者に対する料金の割り引き並びに回数券を導入するなど、利用者に配慮した料金設定といたしました。

次に、附則につきましては、開館前からの予約を可能とするため、公布の日から施行するものとし、合わせて、森町議会の議決に付さなければならない公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第2条中、「総合体育館」を追加するものであります。

森町総合体育館の開館を機に、歴史と伝統を有し、自然豊かな森町が、時代の進展と社会の変化に対応しつつ、更なる発展要素となるように、この森町総合体育館が広く町民に親しまれ、スポーツ振興の拠点、かつ、体力づくり、健康づくりの中心として、より一層

活用されることを期待してやみません。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 (榎原淑友君) 日程第16、議案第47号「平成27年度森町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榎原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第47号「平成27年度森町一般会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59,650千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,479,294千円とするものであります。

第2表、地方債補正につきましては、防災・安全交付金を活用した天森橋の長寿命化工事に係る公共事業債の限度額を変更するものでございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項5目、財産管理費4,300千円につきましては、旧赤根町営住宅跡地の処分により生じました土地の売払代金7,300千円の一部を、企業立地推進基金に積み立てるものでございます。

9目、自治振興費2,500千円につきましては、自治総合センター・コミュニティ助成金を受けて、葛布町内会の太鼓や太鼓台、屋台の支輪彫刻等の新調の経費に対して助成するものでございます。

4款1項2目、予防費210千円につきましては、県の補助を受け、不妊に悩む夫婦に対し、男性不妊治療に要する費用の一部を助成するための経費でございます。

7款1項4目、工場誘致対策費20,000千円につきましては、昨年

12月に、ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社に売却いたしました町有地（旧中央体育館及びテニスコート等）について、同社が、建物解体に併せて全区画の土壌調査を行ったところ、一部の区画において基準値以上のフッ素と鉛が検出されたため、県に報告を行った結果、本年2月27日付け静岡県告示により、土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」に指定されました。

当指定区域においては、基礎杭を打つ作業においても形質変更と見なされるため、新工場建設時の大きな支障となることから、土壌改良にて汚染土を除去し、区域指定を解除することが必要となりました。

この土壌改良対策に係る経費については、土地の売却額には考慮されておらず、土壌汚染についても解体作業に伴うものとは考えにくいいため、土地売買契約に基づき、双方協議の上処理をすることが妥当と判断されるため、土壌改良対策に係る費用の一部を負担するための経費をお願いするものでございます。

なお、この負担金の財源としては、歳入予算に計上している繰越金に含まれております、当該土地の売却額約117,610千円のうち、基金に積み立てた額100,000千円を除いた約17,000千円と、旧赤根町営住宅跡地の売却額7,300千円の一部、3,000千円を充て、対応したいと考えております。

8款2項1目、道路橋梁総務費5,790千円につきましては、防災・安全交付金が、当初予算で見込んだ額を上回る内示額を頂きましたので、委託料1,800千円（15メートル未満の橋梁について町が発注する点検業務分）と、負担金3,990千円（県が一括発注する15メートル以上の橋梁点検分）を増額するものです。

3項2目、河川維持改修費8,500千円の減額につきましては、当初予算で計上しております一宮神沢の河川改修工事分でございます。町単独の災害復旧費として再計上し、特別交付税の特殊事情として要望して参りたく、11款の災害復旧費に組替えをお願いするものでございます。

9・10ページ、4項2目、都市下水路費3,477千円につきましては、交付金の内示を受けた事業を追加し対応する公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

5項1目、住宅管理費2,600千円につきましては、老朽化が激しい町営住宅城下団地の取壊しについて、当初予算の審議の中でも2棟目の取壊しについてのご意見を頂いておりますので、再度検討した結果、2棟分を一緒に取り壊すことにより、経費を抑えて行うことができる見込みとなりましたので、当初予算に加え1棟分を追加で計上するものでございます。

9款1項5目、災害対策費2,268千円につきましては、自治総合センター・コミュニティ助成金を受け、自主防組織に配備している可搬ポンプを更新するための費用を追加するものでございます。

10款6項2目、体育施設費2,555千円につきましては、総合体育館の供用開始に向けた準備のための経費で、トレーニング室の機器の取扱説明や管理のための臨時雇賃金、パンフレットや使用許可申請書の作製、仮設事務所や旧体育館の備品等の搬入経費等でございます。

11款2項1目、公共土木施設災害復旧費8,500千円につきましては、一宮神沢の河川改修工事分の組替えによるものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、14款2項1目、土木費国庫補助金11,852千円は、防災・安全交付金の内示に伴い追加計上させていただきました、道路メンテナンス点検、天森橋橋梁長寿命化工事に対する交付金であります。

15款2項3目、衛生費県補助金60千円については、男性不妊治療費助成事業に対する県からの補助金であります。

16款2項1目、不動産売払収入7,300千円については、旧赤根町営住宅跡地の町有地を売却いたしましたので、その売払収入であります。

17款1項2目、教育費寄附金1,000千円については、ヤマハ株式

会社、及びヤマハ発動機株式会社からの寄附金であります。本年度につきましては、スポーツ振興に係る、合併60周年記念事業や総合体育館のオープン記念事業を予定させていただいておりますので、頂きました寄附金を活用し実施したいと考えております。

19款1項1目、繰越金28,538千円は、財源調整としての計上であります。

20款3項4目、雑入4,500千円のうち総務費雑入2,500千円は、葛布町内会の太鼓や太鼓台、屋台の支輪彫刻等の新調の経費に対する、自治総合センターからの助成金であります。

消防費雑入2,000千円は、自主防災組織の可搬ポンプ購入経費に対する、自治総合センターからの助成金でございます。

21款1項6目、土木債6,400千円につきましては、天森橋の長寿命化工事に対する公共事業債等でございます。

以上が、平成27年度森町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 （ 榊原淑友 君 ） 日程第17、議案第48号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 榊原淑友 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 （ 村松藤雄 君 ） ただ今上程されました、議案第48号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ114,520千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ634,213千円とするものでございます。

第2表、地方債の補正につきましては、事業費の増額に伴う起債限度額の変更でございます。

以下、事項別明細書により、補正の概要を歳出から申し上げますので、7・8ページをご覧ください。

1款2項1目、下水道建設事業費114,520千円につきましては、水の安全・安心基盤整備総合交付金が、当初予算で見込んだ額を上回る内示額を頂きましたので、増額分に対応するため事業の追加をお願いし、工事請負費及び補償金を増額するものでございます。追加の額は、要望額の100パーセントでございまして、100パーセント頂けるところは少のうございます。具体的な箇所につきましては、配布しました補正予算箇所図をご覧ください。お手元にこの補正予算の箇所図がございます。この箇所図の薄い黄色の部分が、27年度の当初予算での計上分、濃い黄色の部分が今回補正予算で計上をして事業を実施しようとするエリアでございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、歳入について申し上げますので、5・6ページにお戻りください。

3款1項1目、水の安全・安心基盤整備総合交付金34,375千円につきましては、内示額と当初予算計上額との差額分を増額するものでございます。

4款1項1目、一般会計繰入金3,477千円につきましては、事業量の増額に伴う補償金の一部について、一般会計からの繰入金でございまして。

5款1項1目、下水道事業債74,400千円につきましては、事業費の増額に伴い、起債額を増額するものでございます。

7款1項1目、繰越金2,268千円は、財源調整としての計上でございます。

以上が、平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （ 榊原淑友 君 ） 日程第18、議案第49号「平成27年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第49号「平成27年度森町水道事業会計補正予算 (第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、公共下水道事業が国からの交付金の増額により事業量を拡大することに伴い、下水道工事実施箇所において、効率的に上水道配水管の布設替を実施するため、工事を追加実施するものであります。

また、併せて工事の追加に伴い財源とする起債の限度額を改めるものと、公用車の購入費をお願いするものでございます。

それでは補正の概要を申し上げますので、附属資料の1・2ページをご覧ください。

「収益的収入及び支出の明細」では、水道事業会計所有の公用車が事故により廃車となりましたので、収入では、自動車共済保険金等486千円を計上し、支出では、車両登録諸費用、共済保険料、及び固定資産除去費、計472千円を計上しております。

次に3・4ページ、「資本的収入及び支出の明細」の下段、支出の建設改良費の改良費でございますが、公共下水道事業の拡大に伴い、町道蓮華寺線配水管布設替工事区域の拡大、下宿・川原町の仮設配水管布設、及び配水本管復旧工事の追加に伴う、工事請負費36,788千円でございます。皆さん方のお手元に、水道事業の補正予算箇所図をお配りいたしました。濃い青が当初予算で計上の箇所でございます。赤い線の箇所が補正予算で追加で実施しようとするところでございますので、参考にしてください。

また固定資産購入費でございますが、事故により公用車が廃車となったため、業務用軽自動車の購入費として、公有財産購入費1,432千円をお願いするものでございます。

上段の収入では、公共下水道事業の工事に伴う補償として、工事負担金20,970千円、配水管布設替及び復旧工事の財源として、企業債16,000千円を、それぞれ増額するものでございます。

なお、支出に対する不足分の補てん財源としては、「過年度分損益勘定留保資金」と「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」で賄うことといたします。

以上申し上げまして、平成27年度森町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 （ 榊原淑友 君 ） 日程第19、議案第50号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 榊原淑友 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 （ 村松藤雄 君 ） ただ今上程されました、議案第50号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本契約の目的につきましては、平成27年度「緊急防災・減災事業」として、森町拠点防災倉庫建築工事を実施するものであります。

本体工事につきましては、6月3日に制限付き一般競争入札を行った結果、森町睦実1497番地を事務所所在地とする大沼・正光特定建設工事共同企業体と192,240千円で建設工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事期間といたしましては、平成27年6月15日から平成28年1月29日までを予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 （ 榊原淑友 君 ） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田彰君) 今回のこの建設ですけれども、金額的にもそこそこの金額の中で、入札に参加した企業が2社ということですが、当然2社でも契約はいいということだと思いますけれども、それを反対するわけではありませんが、ばかに入札の参加者が少ないように思うんですけれども、その辺何か、今の現状、物資が高いとか、人が集まらないとか、そういったことがあったのかどうか。その辺もし分かれば。

議長

(榊原淑友君) 総務課長。

総務課長

(杉山真人君) 今回、入札の参加が2社ということですが、実はですね、入札の参加条件を点数で決めておりまして、町内の業者にも参加の機会を得ようということ、ということを経験といたしまして、内容については900点以上と、テストでいいますと、例えば、町内だと契約を下げ、なおかつ構成については森町に所在地がある事業所を含めると、こういう条件で入札をいたしましたので、そういったことも含めて2社ということになったのかと思います。

ただ、できるだけ広く、森町の業者にも参加を頂くと、こういうことを目的と、今回いたしましたので、こういう結果になったと、このように考えております。以上です。

議長

(榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長

(村松藤雄君) 少し補足をしますとね、大手の皆さん方は、結構仕事量を抱えていて、地方の余り大きくない工事については参加の意欲は少ないということがございます。

それから、公共の土木工事と違いまして、建築工事については、設計がですね、民間の建築設計の基準とほぼ近い金額の工事費の設計をしておりますので、なかなかこの設計額、いわゆる予算額は皆さん分かっておりますから、この予算額で受注をして、工事をする、要するにそこまでの意欲がなかなか少ないということで、結果にお

いてこのような結果になったんじゃないのかなと、このように思っております。

議 長 (榑原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榑原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榑原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榑原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第50号「建設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第51号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第51号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の変更は、伊豆市及び伊豆の国市で構成する伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が、本組合で所管する非常勤職員公務災害補償事務へ加入することに伴うものであり、規約を変更するに当たり、地方自治法第290条に基づき、組合を構成する市町・組合議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお

議

長

　　願い申し上げます。

　　（ 榑原淑友 君 ）以上で、本日の日程は全部終了しました。

　　次回の議事日程の予定を報告します。

　　6月16日午前9時30分、本会議を開会し、条例・補正予算・一般議案に対する質疑を行います。

　　本日は、これで散会します。

　　（ 午前10時35分 閉会 ）